

第4回東大阪市上下水道事業経営審議会（書面開催） 会議録

1. 開催概要

期 間	令和4年1月24日（月）～1月31日（金）
議 事	（案件）料金改定方針案と料金体系案の検討条件について
配布資料	資料－1 審議会委員名簿 資料－2 料金改定方針案と料金体系案の検討条件について 別添－1 第4回東大阪市上下水道事業経営審議会書面会議に係る意見について

2. 各案件に対する意見および回答

① 【審議事項①】料金改定方針の確定

No	意見または質問	回答等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> 総括原価の内訳で費目を見ると異議はありませんが、決定権が市にあるのであれば別会計という事がおかしいと思います。負の部分だけを別にしたいからとしか思えません。市の負債にもしっかり計上すべきだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業は、経営に必要な費用を主に水道料金や国・銀行から借りて賄う「独立採算制」を原則に運営しています。そのため、水道事業として独立して会計を持っています。 	資料-2 P.6
2	<ul style="list-style-type: none"> 今回の料金改定において、総括原価427億80百万円、この約10%に当たる、44億18百万円が資産維持費とされています。資産維持費は、将来の工事費等の増大や資産の維持、適切な水道サービスの持続のためのものでありますが、総括原価に資産維持費を計上していない水道事業者もあることから、仮に総括原価に資産維持費を計上しないとすると、総括原価は383億62百万円になります。料金収入により総括原価を賄う必要があると考えると料金収入378億58百万円は、5億4百万円不足します。これを値上げで賄うと料金改定率は、1.4%で足りることになります。 私は、今回の資産維持費の計上は将来のため適当と考えていますが、コロナ禍において経済状況が不安定な現在、資産維持費の計上について、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。 また、将来的に物価上昇や事業環境の変化等に伴い工事費が増大した場合に、施設維持に必要な費用を捻出できず、水道施設を健全な状態で保つことが難しくなります。 上記のような場合、結果的に水道施設が抱える老朽化や災害等による事故のリスクが高まることとなり、市民の方々への影響が大きくなることが考えられます。 このような理由から、東大阪市としても、コロナ禍であることを考慮しても資産維持費の算入は必要と考えておりますが、上記回答も含め、再度各委員の意見を伺うこととします。 	資料-2 P.6

② 【審議事項②】 料金体系検討における前提条件

委員	意見または質問	回答等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> p.17の図によると、現在設定されている一般用の水量区画は、現状の使用水量分布に適應していないように見受けられます。混乱を避けるため、従前の水量区画をなるべく踏襲するという考え方も理解できますが、将来的には、分布（特にピークが2つ存在する点）の要因を分析し、不公平の解消や無理な節水を誘発することのないような料金体系を検討することも重要かと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> p.17のグラフにてピークが2つ存在する点については、各世帯の構成員によるものと思われます。東大阪市における令和2年度の世帯構成員別世帯数は、単身世帯（世帯人員が1人）が約4割と最も多く、次いで世帯人員が2人の世帯が約3割となっています。一人当たり1カ月の平均使用水量が約7m³/月（家事用水量と給水人口から算出）であることを考えると、各ピークはこれら世帯構成員の状況により発生しているものと考えられます（7×1=7m³/月、7×2=14m³/月）。 今回の料金改定において基本水量（7m³/月）を解消する方針としているため、使用水量が基本水量内の利用者にとっては、節水努力が反映されることとなります。そのため、1つめのピークを含む使用水量1～7m³/月（＝現行基本水量）の水量区画を設けることで、「不公平の解消」に繋がると考えられます。 また、「節水の誘発」という点については、現行でも基本水量による区分がされている状況を鑑みると、今回のような水量区画を設定した場合においても、極端な利用者の誘導（現行からの激変）に繋がる可能性は低いと考えております。一方で、1～7m³/月の利用者については、基本水量の解消に伴い従量料金が設定されるため、今まで以上に節水意識が高まる可能性があります。 なお、上記のピーク要因についてはあくまで推測であるため、上記内容より精度の高い根拠に基づき水量区画の変更に伴う利用者の動向の予測をすることは、現時点では難しいと考えます。 以上のことから、今回の料金改定においては資料に示した水量区画の設定方針としつつ、将来的には、ピーク発生要因の分析やそれらを踏まえた水量区画の見直し（集約等）を検討していきたいと思えます。 	資料-2 P.17
2	<ul style="list-style-type: none"> 命の水であるので最低料金設定であるべきですが、生活様式の変化により浄化が必 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金体系には様々な要素が含まれており複雑です。日頃より水道事業について、水道の利用者 	—

委員	意見または質問	回答等	該当箇所
	<p>要になり下水も加わり複雑になったと思います。 難しい課題も多く、消費者としてもっと勉強すべきと思いました。</p>	<p>である市民の皆様へ分かりやすい広報ができるよう、努めてまいりたいと思います。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> • 基本料金における口径区分は、13～25mmの集約により一つの区分に家事用の99.7%が該当することとなっている。ほとんどが一つの区分内に含まれるのであれば、敢えて口径区分を設定する必要があるのか。口径区分を設定することにより生ずる事務的な手間を考慮すれば、口径によらない一律料金の方が合理的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 水道料金算定要領においては、料金の客観的公平を確保するため、個別原価主義に基づく口径別の料金設定が原則とされています。 • 一方で、完全に口径別とした場合、P20に示すとおり、家事用として利用の多い20mmや25mmの口径において、現行からの大幅な上昇となり、「生活水の低廉な確保」という原則に反することになります。 • 水道料金算定要領では「公平かつ低廉」であることも基本原則としており、使用者群の区分についても「給水管の口径別により<u>適当な段階に区分して設定する</u>」と記載があることから、一部口径を集約しての設定が可能と解釈することができます。 • 口径区分の集約を考えたとき、P14に示すとおり口径別の量水器価格指数や理論流量比に着目すると、40mm以上に比べ13～25mmは比較的差異が小さいため、「客観的公平」を著しく逸脱するものではないと判断します。 • そこで、口径別の使用水量に応じた受益者負担という考えを基に、家事用において99.7%を占める13～25mmを集約する方針を考えております。 • また、本市の加入金において、13mmと20mmは同一料金で設定されていることから、13mmと20mmはまとめたいて考えております。 • 以上を踏まえ、「13～25mmをまとめることを基本方針としながらも、今後の料金体系案の検討において13～20mmと25mmを分けるパターンについても状況に応じて柔軟に検討する」ような方向で進めていければと考えております。 • 本件については、上記回答も含め、再度各委員の意見を伺うこととします。 	<p>資料-2 P.14,15 P.20</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> • 業務用の水量区画は各水量区画で件数割合の偏りが無 	<ul style="list-style-type: none"> • 極端な偏りがある場合、その水量区画における従量料金の設定に、水道料金が左右さ 	<p>資料-2 P.17,18</p>

委員	意見または質問	回答等	該当箇所
	<p>いように設定している一方で、一般用の水量区画は基本的に従来の区画を踏襲しており各水量区画で件数割合の偏りがあるように見える。両者の水量区画の設定について、考え方を統一した方がよいのではないか。</p>	<p>れることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 例えば、1～50・51～100・101～の区分とした場合、1～50の比率が約8割と大きくなるため、当該区分の値下げに必要なその他2区分における値上げ幅が極端に大きくなります。 • そのため、極端な偏りを無くし、少量利用者の負担を可能な限り減らしつつ、その他水量区画における値上げ幅のバランスを保つ必要があると考えます。 • 一方、P17の一般用については、やや11～20m³/月に件数が集中していますが、現行の水量区画を変更した場合、現行の水量区画帯における利用者間で格差が生まれてしまうため、不公平感をなくすために見直しを行わない方針とすることを考えております。 • なお、一般用の31m³/日以上を細分化しない理由としては、細分化する程逡増度が高くなること、水道料金算定要領においては3～5段階を標準としていること、31m³/日以上の利用者が少ないため細分化することでの少量利用者の負担軽減(メリット)が小さいこと、が挙げられます。 • また、将来的には一般用と業務用の統合も考えていることから、水量区画についても現段階からある程度整合を取っておく、という側面もあります。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> • P15に13～25mmを集約する理由が記載されていますが、口径25mmについては、家事用での割合は少ない一方で、参考5に示されているとおり他の用途では一定の割合を占めるので、業務用途を含めた公平性を考えるのであれば、25mmについて丁寧な説明又は再検討が必要ではないかと思えます。 • 本件について、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 資料2で整理している内容に加え、本市の加入金において、13mmと20mmは同一料金で設定されていることから、13mmと20mmはまとめたいと考えております。また、市全体でみると口径25mmは家事用が大部分を占めています(約7割)。さらに、業務用全体(現行の業務用+公共用+事業用+臨時用)における13～25mmの割合も、業務用全体のうち約8割を占めているため、少量利用者における値上がり幅の差異による不公平感の解消という点では、一般用と同様のことが言えるかと思えます。 • 一方で、ご意見いただいたとおり、家事用以外の用途においては、1～3割を占める口径でもあるため、費用負担の公平性という観点からは25mmを分ける方法もある 	資料-2 P.15 参考5 参考6

委員	意見または質問	回 答 等	該当箇所
		<p>かと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • これらを勘案し、「13～25mm をまとめることを基本方針としながらも、今後の料金体系案の検討において 13～20mm と 25mm を分けるパターンについても状況に応じて柔軟に検討する」ような方向で進めていければと考えております。 • こちらについても、再度各委員の意見を伺うこととします。 	

③ 【審議事項③】 料金体系検討の方向性

委員	意見または質問	回 答 等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> • 第2回、第4回及び次回において、水道料金算定要領に従い、理論的に口径、用途別水量区画別水道料金を算定されていると考えますが、この理論に基づく料金体系を「逡増度、現行料金からの変化等を留意し、……料金体系を検討する」とあります。 • これは、理論に基づく料金体系をそのまま採用すると、現行からの激変が生じることになるため、「特別な措置」を検討し、理論に基づく料金体系を踏まえたうえで、生活用水に配慮した料金体系を設定するお考えと思います。 • 私は、生活用水に配慮することや現行からの激変を緩和することは必要な措置と考えますが、理論に基づく料金体系と異なった料金体系を設定することについて、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っています。 	<ul style="list-style-type: none"> • ご推察のとおり、激変緩和を目的に、「特別な措置」として、「理論に基づく料金体系をベースに生活用水に配慮した料金体系を設定する」ことを考えております。 • こちらについても、再度各委員の意見を伺うこととします。 	資料-2 P.21,23